

その他の中間報告書記載事項への対応について

平成 1 5 年 8 月に取りまとめられた本検討会中間報告書「国際免除レベルの法令への取り入れの基本的考え方について」に記載された事項のうち、資料 1 1 - 3 に記載のない事項の今後の対応方針は以下のとおり。

国際免除レベルの取り入れ関係

第 1 章

- ・国際免除レベルそのものについては、政令以下で規定する。

第 2 章

- 1 . 免除レベル取り入れ後の密封線源の規制
 - ・許可と届出の区別のレベル（各核種の免除レベルの一定倍数（1000倍））は政令以下で規定する。
 - ・設計認証機器の基準については、政令以下で規定する。

国際免除レベルの取り入れに関連する事項

第 3 章

- 2 . 放射線障害防止法に基づく検査
 - ・立入検査は、抜打ち検査や事故時の対応等に重点化する方向で今後検討する。
- 5 . 医療分野における規制
 - ・厚生労働省と連携を取りつつ、引き続き 対応の可能性の高い部分から段階的に、二重規制の改善等に取り組む。
 - ・短半減期核種の固体廃棄物の取扱いについては、法律改正に先立ち、PET 廃棄物の規制緩和のため省令改正を本年度中に行う予定。
- 6 . 放射線発生装置の新たな管理のあり方
 - ・管理区域の一時的な設定、解除については、政令以下で規定する。
 - ・放射化物の取扱いについては、政令以下で規定する。
- 8 . 新規制の遡及
 - ・規制の変更に伴う混乱を最小限にするため、移行期間を十分にとり、その間に届出や許可申請等を促進する。
 - ・円滑な移行のための措置を検討する。
 - ・法律改正の趣旨、内容等を周知徹底するため、関連ホームページを近日中に開設する。
 - ・今後とも関係団体への説明会等を実施する。